

宮城県条例第三十四号

再生可能エネルギー地域共生促進税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業を巡る状況を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けて、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第三項の規定に基づき、再生可能エネルギー地域共生促進税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（当該設備に附属するパワーコンディショナを含む。）であつて、自家用又は事業の用に供することができる状態にあるもののうち、県内の開発区域に当該設備又はその附属設備の全部又は一部が所在し、かつ、当該開発区域に係る開発行為の着手からその完了後五年を経過した日までに当該設備又はその附属設備の設置のための工事に着手したものをいう。

二 附属設備 配線ケーブル、進入路、用水路、調整池、擁壁その他の設備等のうち、再生可能エネルギー発電設備と一体となつて効用を果たすものをいう。

三 再生可能エネルギー源 次に掲げるエネルギー源をいう。

イ 太陽光

ロ 風力

ハ バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

四 開発行為 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であつて、実施主体、実施時期又は実施箇所相異にかかわらず一体性を有するもの（当該行為に係る土地の面積の合計が〇・五ヘクタールを超えるものに限る。）をいう。

五 開発区域 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林の区域及び同法第五条第一項の地域森林計

画の対象となっている民有林の区域のうち開発行為が行われた区域（これに準ずるものとして規則で定める区域を含む。）をいう。

六 総発電出力 再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値をいう。

（納税義務者等）

第三条 再生可能エネルギー地域共生促進税は、再生可能エネルギー発電設備（県の区域内にその全部又は一部が所在するものに限る。）に対し、その所有者に課する。ただし、次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電設備

二 国、地方公共団体又は土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。）により開発行為が行われた区域に設置された再生可能エネルギー発電設備

三 太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）であって、家屋（住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。以下同じ。）の屋根その他の当該家屋を構成する部分にその全部（パワーコンディショナを除く。）が設置されたもの

四 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備

五 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第八条第三項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備

六 前二号に掲げるもののほか、これらの号に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備

（課税地）

第四条 再生可能エネルギー地域共生促進税の課税地は、再生可能エネルギー発電設備の所在地とする。

2 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、別に課税地を指定することができる。

(賦課期日)

第五条 再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(課税標準)

第六条 再生可能エネルギー地域共生促進税の課税標準は、賦課期日現在における総発電出力(その値に一キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値)とする。

2 再生可能エネルギー発電設備が県の区域の内外にわたる場合における総発電出力の値は、当該再生可能エネルギー発電設備の設置面積に対する、県の区域内に所在する部分の設置面積の割合を、前項の総発電出力の値に乗じて得た値とする。

3 次の各号に掲げる場合における総発電出力の値は、再生可能エネルギー発電設備及び附属設備のうち県の区域内に所在する部分の設置面積に対する、当該設置面積から当該各号に定める設置面積を減じて得た値の割合を、第一項の総発電出力の値(前項の規定に該当する場合にあっては、同項の規定により得た値)に乗じて得た値とする。この場合において、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備に係る設置面積については、それぞれの再生可能エネルギー発電設備のうち県の区域内に所在する部分の設置面積に応じて按分するものとする。

一 再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合(第三号に該当する場合を除く。) 県の区域内かつ開発区域外に所在する部分の設置面積

二 再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が第三条第四号から第六号までに該当する場合(次号に該当する場合を除く。) 県の区域内に所在し、かつ、同条第四号から第六号までに該当する部分の設置面積

三 再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合であって、かつ、再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が第三条第四号から第六号までに該当する場合 県の区域内に所在し、かつ、開発区域外に所在し又はこれらの号に該当する部分の設置面積

(税率)

第七条 太陽光発電設備に対して課する再生可能エネルギー地域共生促進税の税率は、総発電出力一キロワットにつき、六百二十円とする。ただし、当該太陽光発電設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第

五項に規定する認定発電設備であつて、かつ、当該太陽光発電設備に係る調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。）から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額（この条及び次条において「税抜調達価格」という。）が十円以上の場合、当該税抜調達価格を次の表の上欄に掲げる金額によつて区分し、総発電出力一キロワットにつき、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる額を税率とする。

十円以上十一円未満	七百六十円
十一円以上十二円未満	千五十円
十二円以上十三円未満	千三百四十円
十三円以上十四円未満	千六百三十円
十四円以上十五円未満	千九百二十円
十五円以上十六円未満	二千二百十円
十六円以上十七円未満	二千五百円
十七円以上十八円未満	二千七百九十円
十八円以上二十一円未満	三千八十円
二十一円以上二十四円未満	三千九百六十円
二十四円以上二十七円未満	四千八百四十円
二十七円以上二十九円未満	五千七百十円
二十九円以上三十二円未満	六千三百円
三十二円以上三十六円未満	七千七百七十円
三十六円以上	八千三百四十円

第八条 風力を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備に対して課する再生可能エネルギー地域共生促進税の税率は、総発電出力一キロワットにつき、二千四百七十円とする。ただし、当該再生可能エネルギー発電設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備であつて、かつ、当該再生可能エネルギー発電設備に係る税抜調達価格が十六円以上の場合、当該税抜調達価格を次の表の上欄に掲げる金額によつて区分し、総発電出力一キロワットにつき、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる額を税率とする。

十六円以上十七円未満	二千九百二十円
十七円以上十八円未満	三千三百八十円
十八円以上十九円未満	三千八百三十円
十九円以上二十円未満	四千二百九十円
二十円以上	四千七百四十円

第九条 バイオマスを再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備に対して課する再生可能エネルギー地域共生促進税の税率は、総発電出力一キロワットにつき、千五十円とする。

(賦課徴収に関する申告の義務)

第十条 再生可能エネルギー地域共生促進税の納税義務がある再生可能エネルギー発電設備の所有者は、毎年一月一日現在における当該再生可能エネルギー発電設備について、その所在地、再生可能エネルギー源の種類、総発電出力その他再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収に必要な事項として規則で定める事項を記載した申告書に、その事実を証する書面を添付して、一月三十一日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該再生可能エネルギー発電設備の所有者が引き続き当該再生可能エネルギー発電設備を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(徴収の方法)

第十一条 再生可能エネルギー地域共生促進税の徴収については、普通徴収の方法による。

(納期)

第十二条 再生可能エネルギー地域共生促進税の納期は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十二月一日から同月三十一日まで

第四期 翌年二月一日から同月末日まで

2 知事は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を指定することができる。

(納付額)

第十三条 再生可能エネルギー地域共生促進税の各納期の納付額は、当該年度分の再生可能エネルギー地域共生促進税額をその納期の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、当該納付額に千円未満の端数があるとき、又は当該納付額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て第一期の納付額に合算するものとする。

(納期前の納付)

第十四条 再生可能エネルギー地域共生促進税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

(不申告等に関する過料)

第十五条 再生可能エネルギー発電設備の所有者が、第十条又は次条第五項の規定により申告又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定する納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(減免)

第十六条 次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備で、知事が必要と認めるものについては、再生可能エネルギー地域共生促進税を減免する。

一 賦課期日後に、第三条第四号から第六号までのいずれかに該当することとなった再生可能エネルギー発電設備

二 家屋が所在する開発区域内に設置された再生可能エネルギー発電設備であつて、当該再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を交換して得られる電気を専ら当該家屋において消費(当該家屋において行う事業の用に消費する場合を含む。)するものとして知事が認定したもの

2 前項の規定により減免すべき税額は、課税すべき金額(再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課期日後に納税義務が消滅した者にあつては、その消滅した日前までに納期の末日の到来したものに限り)の全額とする。再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が開発区域内に所在し、当該開発区域内にある再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が同項第一号に該当する場合も、同様とする。

3 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の一部が第一項第一号に該当する場合(前項後段に該当する場合を除く。)における減免すべき税額は、課税すべき金額に、再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の設置面積に対する同号に該当する部分の設置面積の割合(次項において「促進区域等設置面積率」という。)を乗じて得た金額とする。この場合において、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となつて効用を果たす附属設備に係る設置面積については、それぞれの再生可能エネルギー発電設備のうち県の区域内に所在する部分の設置面積に応じて按分するものとする。

4 次条第一項に規定する期日後に同項に定める申請書の提出があつた場合における減免すべき税額は、当該申請書の提出があつた日以後に納期の末日の到来する税額の全額とする。ただし、前項に該当する場合においては、当該金額に同項の規定により計算した促進区域等設置面積率を乗じて得た金額とする。

5 第一項の規定により減免を受けた者は、所有する再生可能エネルギー発電設備が同項の規定に該当しなくなった場合には、規則で定める事項を記載した報告書に、その事実を証する書面を添付して、該当しなくなった日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。

6 知事は、第一項の規定により減免を受けた者が所有する再生可能エネルギー発電設備が同項各号のいずれにも該当しなくなったと認められた場合には、当該該当しなくなったと認められるときまで遡ってその減免を取り消すものとする。

(減免の手続)

第十七条 前条第一項の規定により再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けようとする者は、当該年度の四月三十日までに、該当する減免要件、該当することとなった年月日その他規則で定める事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定により再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

(減免の措置)

第十八条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、減免の処分を決定し、その旨を再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けようとする者に通知しなければならない。

2 知事は、第十六条第六項の規定により減免を取り消したときは、その旨を再生可能エネルギー地域共生促進税の減免を受けていた者に通知しなければならない。

(納税義務の消滅に係る税額等)

第十九条 再生可能エネルギー発電設備を利用して行う再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合における税額は、その廃止の前までに納期の末日の到来したものの全額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者は、廃止理由、廃止年月日その他規則で定める事項を記載した届出書に、その事実を証する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

(事業者等への協力要請)

第二十条 徴税吏員は、再生可能エネルギー地域共生促進税に関する調査について必要があるときは、事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(賦課徴収)

第二十一条 再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四条、第四条の二、第七条から第十三条まで、第十六条第一項及び第三項、第十七条第一項及び第三項、第二十条、第六十九條並びに附則第三条の二の規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税」と、同条例第七条第一項中「普通徴収に係る県税」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税」と、同条例第二項及び同条例第八条第一項中「県税」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税」と、同条例第十三条第一項中「この条例」とあるのは「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」と読み替えるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収については、法、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の定めるところによる。

(県税事務所長に対する知事の権限の委任)

第二十二条 知事は、次に掲げる事項を課税地所管の県税事務所長に委任する。

一 再生可能エネルギー地域共生促進税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項(第三条第六号及び第十六条第一項第二号に規定する認定を除く。)

二 再生可能エネルギー地域共生促進税に係る過料の納額告知及び徴収に関する事項

2 知事は、前項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所長に指示することができる。

(委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用除外)

- 2 この条例は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備については、適用しない。
- 一 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に開発区域において再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置のための工事に着手したもの
 - 二 施行日前に再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手した開発区域に所在するもの
 - 三 施行日前に再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置以外の目的で開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の設置に変更された開発区域に所在するもの

(この条例の失効)

- 3 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。
- 4 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間において再生可能エネルギー発電設備に対して課した、又は課すべきであった再生可能エネルギー地域共生促進税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。